

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	三井住友・日本債券インデックス・ファンド
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券／インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2002年 1月 4日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンドは、わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします) なお、公社債その他の有価証券または金融商品に直接投資することもあります。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として上記マザーファンド受益証券に投資を行い、NOMURA-BPI 総合に連動する投資成果を目標とします。 ● 上記マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ● 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用することもあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI 総合
決算日	毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎決算時(原則 6月20日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ● 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託期間中において、当ファンドに係る信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.176%(税抜年0.16%) (内訳:委託会社0.066%(税抜0.06%)、販売会社0.077%(税抜0.07%)、受託会社0.033%(税抜0.03%))
信託財産留保額	ありません。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用 その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。 ● 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。 ● 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。 ● 信託財産の組入有価証券の売買に係る売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用ならびにこれらの手数料や費用で消費税等がかかるものがあるれば当該消費税等相当額についても、信託財産が負担するものとします。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み・解約請求などを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては、換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。主なリスク要因は以下の通りです。
債券市場リスク	国内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	ファンドが投資している公社債や短期金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該公社債や短期金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。また、ファンドが投資している株式の発行者の経営、財務状況の変化あるいは破綻等により、当該株式が値下がりしたり、価値が無くなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
市場流動性リスク	大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引が出来なかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(= 基準価額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。